

事 務 連 絡
平 成 2 6 年 2 月 2 0 日

各 消費生活協同組合(連合会) 御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課消費生活協同組合業務室

消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）

消費税転嫁対策特別措置法の遵守については「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成25年12月19日付事務連絡）においてご連絡しましたが、今般、別添のとおり経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会より要請文書（「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）」（平成26年1月17日付20140115中第1号、国土建推第31号、公取取第14号経済産業大臣、国土交通大臣、公正取引委員会委員長通知）が発出されたところです。

つきましては貴組合（連合会）及び貴連合会会員において、別添通知の趣旨及び遵守事項等について十分理解され、消費税の円滑かつ適正な転嫁に取り組まれるよう、改めてご協力をお願いいたします。

なお、消費税転嫁対策特別措置法に違反するおそれのある組合に対しては、公正取引委員会、経済産業省及び厚生労働省がその事務所又は事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件の検査を行うなどの調査を行い、その結果、違反行為があると認めるときは、迅速かつ厳正に対処してまいります。特に、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認められる場合などには、公正取引委員会が組合に対して勧告を行い、その旨の公表を行うこととなりますので、ご留意ください。

以上